

お客さま各位

朝日信用金庫

マイナンバーに関する経過措置期間終了のお知らせ

2016年1月より、社会保障、税、災害対策の分野において国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入されました。

当金庫では、制度開始以降、投資信託の口座開設、海外送金等、その他の取引の際に、マイナンバーの届出をご案内しています。この度、法令で定められた6年間の経過措置が2021年12月末に終了しましたので、今後のお取扱についてお知らせします。

記

1. 経過措置終了後のお取扱について

マイナンバー制度開始以前に当金庫とお取引を開始された以下に該当するお客さまは、法令で2022年以後の最初の金銭等の支払等の時までマイナンバーの届出が定められています。当金庫に届出がお済みでないお客さまは、マイナンバーのお届けをお願いします。

なお、制度開始以降にお取引を開始され、マイナンバーの届出をいただいていないお客さまにつきましても、引き続きマイナンバーの届出にご協力ください。

個人のお客さま	法人のお客さま
○当金庫へ出資をなさっている会員の皆さま (年間配当金が10万円超の会員の方に限ります)	○当金庫へ出資をなさっている会員の皆さま
○少額貯蓄非課税制度(マル優)・財形非課税制度(マル財)等の口座を開設されたお客さま	○定期預金(外貨を含む)の口座を開設されたお客さま
○教育資金一括贈与の口座を開設されたお客さま	○通知預金・定期積金の口座を開設されたお客さま(支払調書が作成されたお客さまに限ります)
○海外送金(支払・受取)などのお取引をなさっているお客さま	○海外送金(支払・受取)などのお取引をなさっているお客さま
○投資信託(特定・一般)・公共債の口座を開設されたお客さま	○投資信託(一般)・公共債の口座を開設されたお客さま

2. 預金口座付番制度について

2018年1月にマイナンバー制度の改正により、マイナンバーを預金口座に紐づける預金口座付番制度が開始されました。当金庫では、個人のお客さまに対して預金口座の新規、氏名・住所変更のお届出の際にマイナンバーの提出をご依頼させていただきますのでご協力をお願いします。

経過措置期間終了、預金口座付番制度についてのお問合せは、各営業店、営業担当者にお尋ねください。

以上